

令和6年度義務化  
BCP策定について

**株式会社アイラ**

# 義務化の背景

障害福祉サービスは、障害者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、施設・事業所等において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

こうした観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付けることとされました。

なお、3年間の経過措置（準備期間）を設けており、令和6年度から義務化されます。

# BCPとは



大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業（業務）継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼びます。

# BCP策定の要点

感染症発生、自然災害における

1

平常時の対応

2

緊急時の対応

- ①事業活動レベルの落ち込みを小さくし
- ②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成する

障害福祉サービスを中断させない、  
そして中断しても速やかに復旧させるために

## 中断させない

我々にとっての「資源」を守る

- 障害福祉サービスを継続するために必要な資源、すなわち職員を守ることが最優先。
- 職員を守るための備蓄品の整備する。

## 早期復旧

資源が欠けたり、足りないとき

- どのようにして職員を補うか
- 職員が不足した場合は、それを補うとともに重要業務を優先して取り組む。

# 第1章

## 災害発生時のBCP

# 非常災害計画との関係性

## BCP

### 消防計画

消防法

- ・ 防火管理者の選任
- ・ 消防訓練計画
- ・ 避難誘導

### 非常災害対策計画

対象リスク：火災・水害・土砂災害・地震等

- < 記載内容例 >
- ・ 防災体制
  - ・ 情報収集・伝達
  - ・ 避難の誘導
  - ・ 防災教育及び訓練

### 避難確保計画

水防法：浸水想定区域

- < 記載内容例 >
- ・ 防災体制
  - ・ 情報収集・伝達
  - ・ 避難の誘導
  - ・ 防災教育及び訓練

業務継続の為の対応策

非常時に優先的に実施する業務を整理し、優先業務を継続できるように準備する

- ・ 体制構築
- ・ 職員の人員確保
- ・ リスクの事前把握
- ・ ライフラインの対応策の検討
- ・ 備品の確保
- ・ リスク別のタイミングに応じた対策

# 障害福祉サービス自体がインフラである

障害福祉サービス事業所等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられています。

一方、利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を障害福祉サービス事業所等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

上記の理由から、他の業種よりも障害福祉サービス等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP作成など災害発生時の対応について準備することが求められます。

# 児童福祉施設等としての観点

児童福祉施設等全般の役割は、地域全体で子どもたちの健康と安全を守る社会的意義のある公的な施設です。

児童福祉を担っていることから容易に業務の休止等を行えない、非常に重要なインフラです。利用する子どもたちに乳児・幼児等が含まれており、大人によるケアが不可欠です。そのため、特に入所施設では、災害時や感染症が拡大している場合でも、業務の継続を第一に考えていくことが求められます。

※「児童福祉施設における感染症マニュアル（令和4年3月）」

では、障害児通所支援は特に事業休止により保護者の心理的負担へのケアができなくなる点についての懸念があると記載されている。

# 障害福祉事業者に求められる役割

## ■利用者の安全確保

自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保すること」が最大の役割です。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となります。

## ■サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。したがって、通所事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

## ■職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念されます。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の過重労働やメンタルヘルス 対応への適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

## ■地域への貢献

障害福祉サービス業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。

# 自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート

## 1. 総論

### (1) 基本方針

### (2) 推進体制

### (3) リスクの把握

- ①ハザードマップなどの確認
- ②被災想定

### (4) 優先業務の選定

- ①優先する事業
- ②優先する業務

### (5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し

- ①研修・訓練の実施
- ②BCPの検証・見直し

## 2. 平常時の対応

### (1) 建物・設備の安全対策

- ①人が常駐する場所の耐震措置
- ②設備の耐震措置
- ③水害対策

### (2) 電気が止まった場合の対策

- ①自家発電機が設置されていない場合
- ②自家発電機が設置されている場合

### (3) ガスが止まった場合の対策

### (4) 水道が止まった場合の対策

- ①飲料水
- ②生活用水

### (5) 通信が麻痺した場合の対策

### (6) システムが停止した場合の 対策

### (7) 衛生面（トイレ等）の対策

- ①トイレ対策
- ②汚物対策

### (8) 必要品の備蓄

- ①在庫量、必要量の確認

### (9) 資金手当て

## 3. 緊急時の対応

### (1) BCP発動基準

### (2) 行動基準

### (3) 対応体制

### (4) 対応拠点

### (5) 安否確認

- ①利用者の安否確認
- ②職員の安否確認

### (6) 職員の参集基準

### (7) 施設内外での 避難場所・避難方法

### (8) 重要業務の継続

### (9) 職員の管理（ケア）

- ①休憩・宿泊場所
- ②勤務シフト

### (10) 復旧対応

- ①破損個所の確認
- ②業者連絡先一覧の整備
- ③情報発信

### 【通所系・固有事項】

### 【訪問系・固有事項】

### 【相談支援事業・固有事項】

## 4. 他施設との連携

### (1) 連携体制の構築

- ①連携先との協議
- ②連携協定書の締結
- ③地域のネットワーク等の構築・参画

### (2) 連携対応

- ①事前準備
- ②入所者・利用者情報の整理
- ③共同訓練

## 5. 地域との連携

### (1) 被災時の職員派遣

### (2) 福祉避難所の運営

- ①福祉避難所の指定
- ②福祉避難所開設の事前準備

# 作成のポイント

## < 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

災害発生時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイントとなります。

○全体の意思決定者を決めておくこと

○各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）

○関係者の連絡先

○連絡フローの整理

# 作成のポイント

< 2 > 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

## 事前の対策

### 今、何をしておくか

- 設備・機器・什器の耐震固定
- 浸水による危険性の確認
- インフラが停止した場合のバックアップ

## 被災時の対策

### どう行動するか

- 人命安全のルール策定と徹底
- 事業復旧に向けたルール策定と徹底
- 初動対応
  - ① 利用者・職員の安否確認、安全確保
  - ② 建物・設備の被害点検
  - ③ 職員の参集

# 作成のポイント

## < 3 > 業務の優先順位の整理

施設・事業所等や職員の被災状況によっては、限られた職員・設備でサービス提供を継続する必要があることも想定されます。そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるように、業務の優先順位を整理しておくことが重要です。

## < 4 > 計画を実行できるように普段からの周知・研修、訓練

BCPは、作成するだけでは実効性があるとは言えません。危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要があります。また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要です

# 第2章

感染症発生時のBCP

# 障害福祉事業者に求められる役割

## ■サービスの継続

新型コロナウイルス感染症拡大時に備え事前の準備を入念に進め、極力業務を継続できるように努める。業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進める。

## ■利用者の安全確保

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。したがって、入所・入居系サービスや訪問事業所においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にも業務を継続できるように事前の準備を入念に進めることが必要です。また、通所事業所においても極力業務を継続できるように努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

## ■職員の安全確保

感染拡大時に業務継続を図ることは、職員が感染するリスクを高めることとなります。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の感染防止のために適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

# 作成のポイント

## < 1 > 事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築

感染者（感染疑い者）発生時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイントとなります。

- 全体の意思決定者を決めておくこと
- 各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）
- 関係者の連絡先、連絡フローの整理が重要

# 作成のポイント

## < 2 > 感染（疑い）者が発生した場合の対応

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染者（感染疑い者）が発生した場合でも、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

そのため、感染者（感染疑い者）発生時の対応について整理し、平時からシミュレーションを行うことが有用です。

# 作成のポイント

## < 3 > 職員確保

新型コロナウイルス感染症では、職員が感染者や濃厚接触者となること等により職員が不足する場合があります。

濃厚接触者とその他の利用者の支援等を行うに当たっては、可能な限り担当職員を分けることが望ましいですが、職員が不足した場合、こうした対応が困難となり交差感染のリスクが高まることから、適切な支援の提供だけではなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要です。

そのため、事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や都道府県等への早めの応援依頼を行うことが重要です。

# 作成のポイント

## < 4 > 業務の優先順位の整理

職員が不足した場合は、感染防止対策を行いつつ、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることも想定されます。そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況に応じて優先度が高い業務から優先して行っていけるように、業務の優先順位を整理しておくことが重要です。

## < 5 > 計画を実行できるように普段からの周知・研修、訓練

BCP は、策定するだけでは実効性があるとは言えません。危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要があります。また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要です。

# 第3章

## 令和6年度の訓練計画

# 令和6年度からの訓練体系図

	対象範囲	訓練の内容	訓練の頻度	委員会実施
感染症対策の強化の取組	事業所内の衛生管理、感染対策 手洗い、標準的な予防策	嘔吐発生 消毒等	年2回以上	あり、3か月に一回以上
業務継続の取組	自然災害 感染症発生時	BCP発動	年1回以上	なし
障害者虐待防止 身体拘束適正化の取組	虐待防止 身体拘束適正化	なし	なし	あり 半年に一回以上
安全計画の策定	普段使う設備や戸外活動先の点検、緊急的対応、救急対応、不審者対応、様々な災害、交通安全、送迎等	実技や通報等 実践的な訓練	安全計画に定めた項目分	なし

# 参考資料

◆厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

◆厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)